

反社会的勢力の排除に関する覚書

アイリススターネット株式会社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、甲乙間における全ての取引及び契約について次の通り覚書を締結する。

第1条

甲および乙は、次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団又は準暴力団構成員、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に準ずる者及び団体であること。
2. 又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
3. 反社会的勢力を役職員や顧問にしたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していること。
4. 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関係をしていること。
5. その他反社会的勢力等との社会的非難されるべき関係をしていること。

第2条

甲および乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、乱暴かつ暴力的な言動をし、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
5. その他各号に準ずる行為。

第3条

甲および乙は、相手方が前二条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して通知、催告をすることで、全ての取引及び契約を解除することができる。

第4条

甲および乙は、相手方の業務を外部に委託する場合、委託の時点において、委託先が「反社会的勢力」に該当しないことを保証する。

第5条

甲および乙は、相手方が本覚書第3条に基づき契約を解除した場合、違反した相手方に損害が生じても、賠償責任を負わないものとする。

第6条

甲および乙は、自己が本覚書第3条に違反したことにより相手方が契約を解除した場合、相手方に発生する損害を賠償するものとする。

上記の証として、本覚書二通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

(甲) アイリススターネット株式会社

(乙) 〇〇〇〇株式会社